

令和2年3月24日

新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金の特別措置について

高岡ガス株式会社

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による経済産業省からのガス料金の支払猶予等に係る要請を受けて、休業や失業等により緊急小口資金等の特例貸付の適用を受けたお客さまから申し出があった場合に、下記のとおり、ガス料金の特別措置を実施いたします。

記

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で、生活福祉資金貸付制度※1の緊急小口資金・総合支援資金の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出いただいた場合に適用いたします。

2. 特別措置の内容

お申し出のあったお客さまの2020年(令和2年)2月検針分(支払期限日※2が3月25日以降となるもの)に限ります。)、3月検針分および4月検針分のガス料金の支払期限日をそれぞれ1か月間延長いたします。

3. 受付開始日

2020年(令和2年)3月25日(水)

※1 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付が必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付を行う制度。

※2 支払期限日

検針日の翌日から50日目

以上

<お問い合わせ先>

高岡ガス株式会社 営業部
お客さまサービス課 滝口、作道
TEL 0766-22-0709